

あなたも島根で 農業しませんか

豊かな自然の中で、人と農業が仲良く暮らす。島根はそんな所です。



農業について
こんな疑問
ありませんか？

- 農業を始めるのに何が必要なの？
- 設備投資にお金がかかりそう
- どんな作物を作ればいいの？
- 農地はどうやって探すの？
- 住むところはどこを探すの？
- 島根で農業を始めるメリットはあるの？



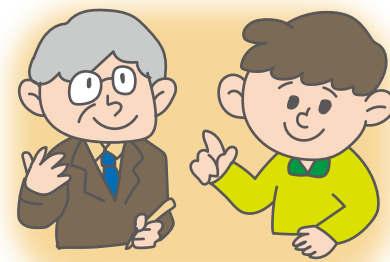
あなたの疑問の  答えはこの中に！

農業を始めたいあなたのために、島根県では『スペシャルメニュー』を提案いたします。

相談から就農まで県隠岐支庁・農林振興センターの普及員、市町村、農業協同組合、農業振興公社等の関係機関が一緒になってお手伝いします。

島根での農業の可能性を探る

相談



公益財団法人しまね農業振興公社 (島根県青年農業者等育成センター)

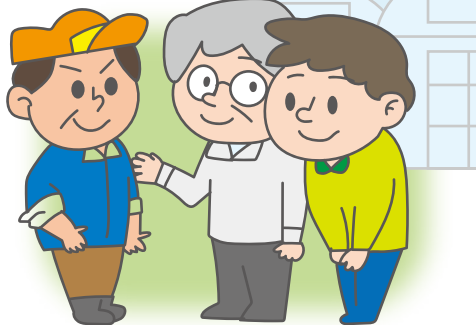
あなたの夢を実現するため、各種支援制度の紹介や農地に関することなど、就農についての総合的な相談に応じます。

- 農業体験先紹介、斡旋
- 農業体験プログラム(農業体験先紹介、斡旋)
- 求人情報(無料職業紹介事業)
- 受入可能な市町村の紹介

お問い合わせ先

〒690-0876 島根県松江市黒田町432番地1
TEL 0852-20-2872 FAX 0852-31-9864
URL <https://center.agri-shimane.or.jp/>
E-mail start@agri-shimane.or.jp

現地見学



しまね農業体験 プログラム

希望に沿った地域・作物での体験をアレンジするオーダーメイド形式の現地見学

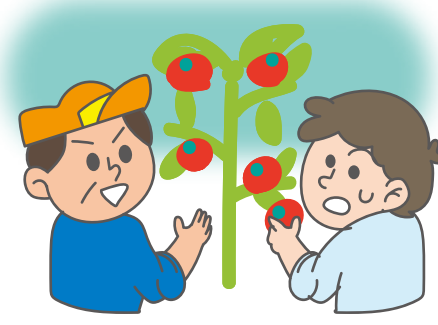
〈日程〉1泊2日 ※希望日を申込できます。
〈助成内容〉宿泊費・受入農家への謝金・旅行保険の助成があります。また就農プランナーが体験プログラム中の案内を行います。

ご縁の国しまね 就農相談バスツアー

毎年、県内産地をめぐるバスツアーを実施していますが、本年度はオンラインで繋いだ現地ツアーを予定しています。
※新型コロナウイルス感染症の影響により内容を変更する場合があります。

島根の農業を体験してみる

農業体験



Uターン しまね産業体験事業

★公益財団法人ふるさと島根定住財団

島根県へのUターンを促進するため、県外在住者が県内受入先で一定期間、農林漁業等の産業体験を行う場合に助成します。また中学生以下の子どもを同伴し産業体験を行う方に対して、親子連れ助成を行います。

〈対象者〉県外在住のUターン希望者
〈助成期間〉3ヶ月以上1年以内
〈助成額〉体験者助成金………12万円/月
県内に居住している親又は祖父母と同居の方、二親等以内の親族が受け入れ先となり体験を行う方…6万円/月
親子連れ助成(1世帯あたり)…3万円/月

お問い合わせ先

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3F
TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692
Uターン総合サイト「くらしまねっ」
URL:<https://www.teiju.or.jp/sangyou-taikun/>

栽培技術や経営に必要な知識の習得ができます

農業技術習得



研修機関で学ぶ

農業法人等で働きながら 技術習得

研修機関で学ぶ

島根県立農林大学校

※研修機関の一例

- ①農業科 (有機農業、野菜、花き、果樹、肉用牛) 基礎から応用まで2年間学べるコースです
- ②短期農業経営者養成科 農業経験や社会人経験があり、速やかに就農を希望する方を対象に農業経営に必要な技術知識を1年間で集中的に学べます。

農業次世代人材投資事業(準備型)[国]

〈対象者〉就農予定時原則50歳未満の者で、県農林大学校等の研修機関で研修を受ける方
〈助成内容〉150万円/年 最長2年間

農業人材投資事業(準備型)(県)

〈対象者〉就農時50歳以上の方で研修を受ける方
〈助成内容〉Uターン者12万円/月 12ヶ月以内
県内者6万円/月 12ヶ月以内

農業法人等で働きながら技術習得

担い手育成協定制度[県]

・「独立・自営を希望する研修生を雇用し、独立に向けた研修を行う農業法人等と県が、担い手育成協定を締結しています。
・雇用就農から将来自営就農を目指す方にピッタリ

農の雇用事業

〈対象者〉50歳未満の研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人・経営体
〈助成内容〉研修生1人あたり年間最大120万円(本人への交付はありません)

集落営農雇用支援事業[県]

〈対象者〉50～64歳の研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う集落営農法人
〈助成内容〉研修生1人あたり年間最大120万円(本人への交付はありません)

独立のための支援があります

独立準備



就農計画の策定

市町村、県普及部が計画の作成を協力します。

資金の確保

国、県から生活費の助成があります。(72万～150万/年)

農地の確保

市町村など関係機関が農地を探します。地域・農家からの信頼により農地を借りることができます。

機械施設の確保

機械購入費の1/3助成があります。無利子の貸付制度があります。

住宅の確保

市町村が公営住宅や空き家バンクなど戸建てからアパートまで空き家の情報を提供します。

労働力の確保

農業サポーター制度の活用や無料職業紹介制度があります。

就農



認定新規就農者の方は以下のような制度が利用できます。

青年等就農資金[国]

青年等就農計画の目標達成を図るために必要な施設・機械の取得等に対する資金

- 貸付利率 無利子
- 借入限度額 3,700万円 (特別の要件を満たす場合は1億円)
- 償還期限 12年以内
- 据置期間 5年以内
- 担保等 実質無担保・無保証人
- 取扱金融機関 株式会社日本政策金融公庫等

農業次世代人材投資事業(経営開始型)[国]

〈対象者〉就農時原則50歳未満の認定新規就農者の方等
〈助成内容〉150万円/年 最長5年間 (前年所得により給付額に変動あり)

農業人材投資事業(経営開始型)[県]

〈対象者〉就農時原則50歳以上の認定新規就農者の方等
〈助成内容〉72万円/年 2年以内 (前年所得により給付額に変動あり) ※国・県とも所定の要件を満たさない場合は返還規定あり

研修期間中、就農後のフォロー体制

研修は、知事が認定した機関での研修となります。また、各研修生ごとに関係機関による新規就農支援チームを結成し、研修期間中、就農後のフォローを行います。

リースハウス支援事業

市町村、農業協同組合、農業公社、民間事業者が新規就農者に貸し出すためのハウス(対象者)営農開始後5年目までの方等
〈リース料補助〉建設費の2/3相当(県1/3市町村等1/3)

自営就農開始支援事業[県]

農業経営を開始する際に必要な施設・機械等の整備に対する経費助成
〈対象者〉認定新規就農者又は認定農業者等
〈補助率〉1/3以内 (補助金上限額:1,000万円)
〈期間〉農業経営開始後5年間

経営継承促進対策事業(県)

経営継承計画に基づく経営継承における、継承施設・機械の改良・改修に対する経費助成
〈対象者〉認定新規就農者又は認定農業者等
〈補助率〉1/3以内 (補助金上限額:200万円)
〈期間〉経営継承して農業経営開始後5年間

就農支援

パターン例

自営就農する場合

1年目 ▶

Uターンしまね産業体験
【ふるさと定住財団】

2年目 ▶

★就農予定時50歳未満の認定新規就農者

- 農林大学校、県認定研修機関(安来)で研修(2年以内)
- 法人で働きながら研修(2年以内)

次世代資金(準備型)

農の雇用事業(独立支援)

市町村独自研修

市町村独自研修

県人材投資事業(準備型)

★就農予定時50歳以上65歳未満

県人材投資事業(準備型)

3年目 ▶

次世代資金(準備型)

農の雇用事業(独立支援)

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

県人材投資事業(開始型)

4年目 ▶

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

県人材投資事業(開始型)

5年目 ▶

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

次世代資金(開始型)

6～8年目

最長5年間

最長5年間

最長5年間

※津和野町等

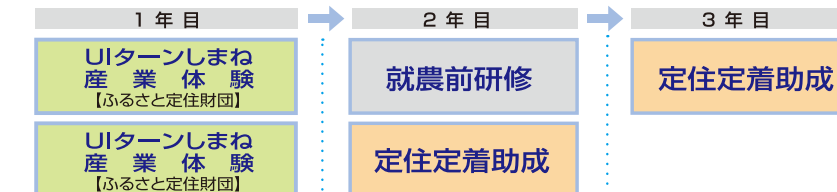
※支援期間は最長

<島根県独自> 半農半Xに取り組む方への支援事業

年齢65歳未満の県外からのUターン者で、農業+その他の仕事(いわゆる兼業農家)を目指す方を支援します。

対象者:市町村が認定した半農半X実践者
就農前研修:農業研修生活に要する費用の助成…12万円/月 6か月以上1年以内
定住定着:就農開始後の営農生活に要する費用の助成…12万円/月 1年以内
ハード支援事業:施設・機械等の整備費助成…1/3以内(補助金上限額100万円)

◆兼業就農(半農半X支援事業)就農時65歳未満の半農半X実践者



しまねの「就農パッケージ」

- 就農パッケージは相談・研修・移住・就農に至る全ての段階で総合的に支援する応援体制です。
- 現在、トマト、キャベツ、ぶどう、パプリカ、いちごなどができています。

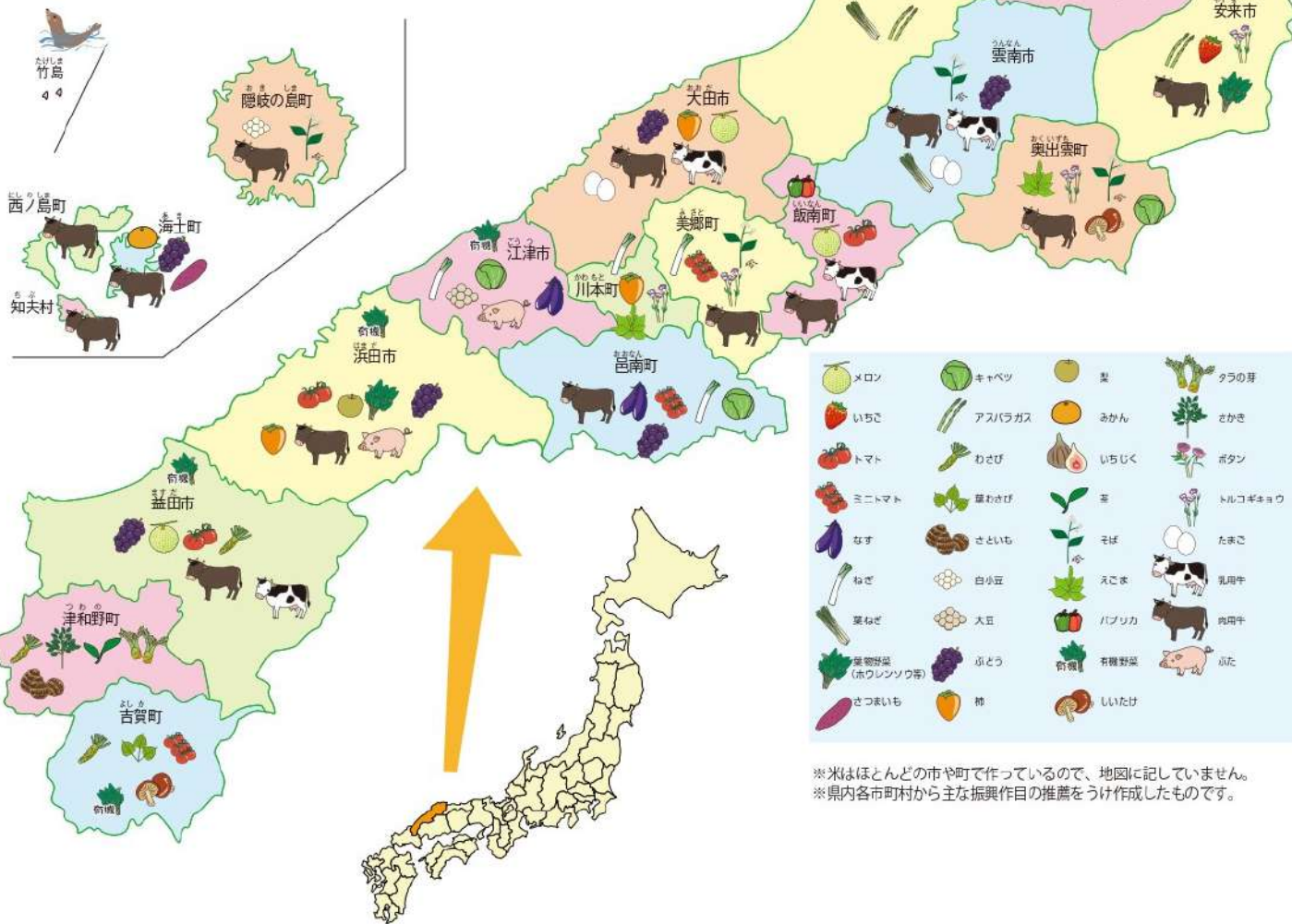
就農パッケージは
こちら▶▶▶



島根県産農畜産物マップ



島根県の市町村では何を
つくっているの？



※米はほとんどの市や町で作っているため、地図に記していません。
※県内各市町村から主な振興作目の推薦をうけ作成したものです。

[主な作目別経営収支の目安]

作 目		1経営体あたり				経営規模、労働力
		労働時間	粗収益(千円)	経営費(千円)	所得(千円)	
水稲(コシヒカリ)	平坦地域移植栽培	1,710	9,900	6,390	3,420	水稲9ha、個人経営
ぶどう	シャインマスカット	2,780	11,536	6,116	5,420	加温20a、無加温20a、2人
かき	西条柿 露地	3,133	7,332	4,563	2,769	露地130a、2人
メロン	アムス 半促成	1,338	5,599	4,308	1,295	ハウス39.6a、3人
トマト	抑制	2,402	6,699	4,539	2,160	ハウス28.8a、3人
トマト	半促成・抑制養液栽培	4,029	18,210	13,242	4,971	ハウス28.8a、3人
ミニトマト	夏秋	2,486	8,925	5,102	3,823	ハウス21.6a、3人
キャベツ	秋冬どり	4,040	13,720	11,640	2,080	秋冬どり4ha、約2人
いちご	促成栽培	4,037	10,480	5,260	5,221	ハウス21.6a、3人
こまつな	周年有機栽培	15,120	26,748	22,392	4,356	ハウス60a年間6作、2人+雇用
アスパラガス	ハウス栽培	3,344	11,432	7,580	3,852	ハウス40a、2人
肉用牛(繁殖)	放牧	2,160	25,080	15,720	9,360	繁殖母牛40頭、2.5人
肉用牛(肥育)	黒毛和種去勢肥育	4,600	147,000	140,000	6,800	飼育頭数200頭、2.5人

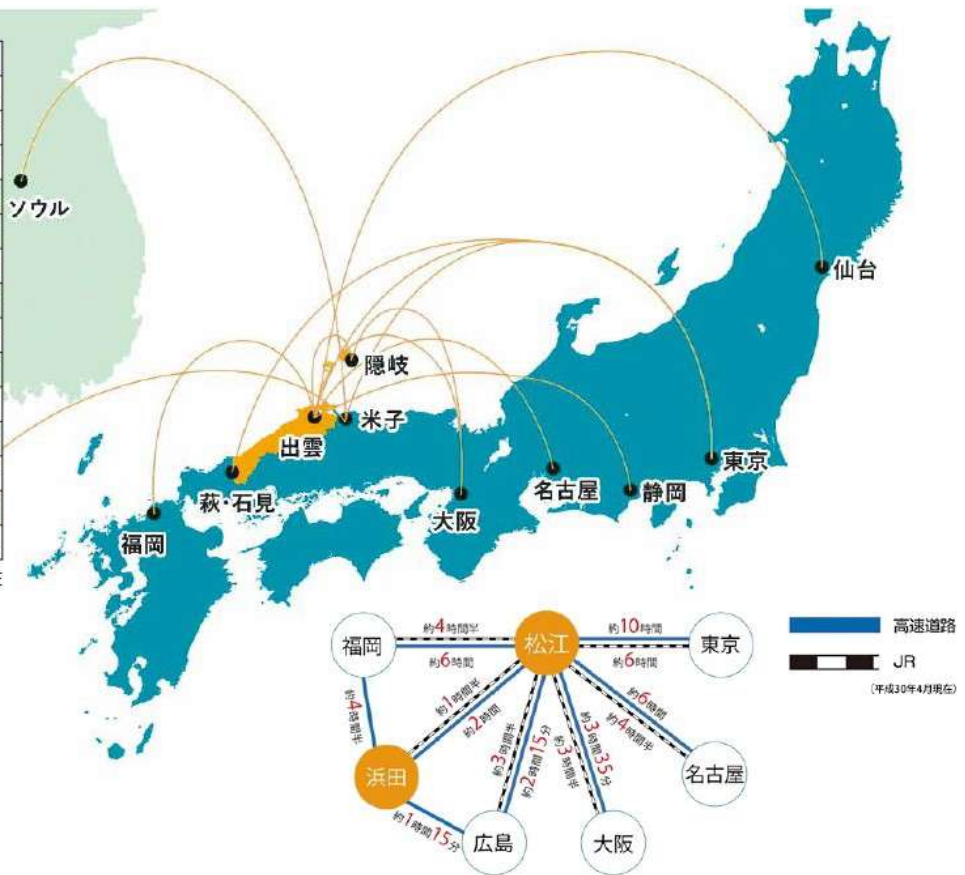
※本表は、あくまで試算であることにご留意ください。(農業経営指導指針 平成30年9月よりデータ引用)

島根県へのアクセス

発	着	便数	所要時間
東京	出雲	5往復	1時間30分
	米子	6往復	1時間20分
	石見	2往復	1時間40分
大阪	出雲	4往復	50分
	隠岐	1往復	50分
名古屋	出雲	2往復	1時間05分
福岡	出雲	2往復	1時間10分
静岡	出雲	1往復	1時間25分
仙台	出雲	1往復	1時間55分
神戸	出雲	1往復	55分
隠岐	出雲	1往復	30分
ソウル	米子	週6往復	1時間30分
香港	米子	週3往復	3時間45分
上海	米子	週1往復	1時間45分

令和2年1月現在

至香港



■ 高速道路
■ JR
(平成30年4月現在)

相談窓口

県内で就農できる作物や農地、住宅の情報は、こちらから確認できます。

しまね就農支援サイト

<https://center.agri-shimane.or.jp/>



- 公益財団法人しまね農業振興公社
(島根県青年農業者等育成センター)
〒690-0876 松江市黒田町432-1(島根県土地改良会館3階)
TEL 0852-20-2872 FAX 0852-31-9864
E-mail start@agri-shimane.or.jp
- 就業プランナー
島根県東部地区担当(島根県青年農業者等育成センター内)
TEL 090-4654-8380
島根県西部地区担当(西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所内)
TEL 090-4654-7690
- 駐在相談員
(西部農林振興センター益田事務所農業普及部内)TEL 090-4653-8244

県の担当窓口

島根県農林水産部農業経営課
〒690-8501 松江市殿町1 TEL 0852-22-5395

農業研修ができる機関

島根県立農林大学校
〒699-2211 大田市波根町970-1 TEL 0854-85-7011

各市町村の就農相談窓口

市町村名	課名	係名	TEL
松江市	農政課	農業振興係	0852-55-5224
浜田市	農林振興課	普及支援係	0855-22-3500
出雲市	農業支援センター		0853-21-6774
	農業振興課	斐川農業事務所	0853-73-9220
益田市	農林水産課	農業支援センター	0856-31-0312
大田市	農林水産課	担い手支援係	0854-83-8091
安来市	農林振興課	農業振興係	0854-23-3333
江津市	農林水産課	農政係	0855-52-7956
雲南市	農政課	担い手支援グループ	0854-40-1051
奥出雲町	農業振興課	農政グループ	0854-54-2513
飯南町	地域振興課	定住推進担当	0854-76-2864
川本町	産業振興課	農林振興係	0855-72-0636
美郷町	産業振興課	農業振興係	0855-75-1214
邑南町	農林振興課	農業振興係	0855-95-1116
津和野町	農林課	担い手支援センター	0856-72-0653
吉賀町	産業課	農業グループ	0856-79-2213
海士町	地産地商課	農業振興係	08514-2-1824
西ノ島町	産業振興課	農林係	08514-6-1220
知夫村	産業建設課		08514-8-2211
隠岐の島町	農林水産課	農林振興係	08512-2-8563

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根創生
SHIMANE SOUSEI